

都市再生プロジェクト (第五次決定)

国有地の戦略的な活用による都市拠点形成

都市内の貴重な土地である国有地を起爆剤として活用し、総合的な都市再生を戦略的に進める。

このため、次の事業に早急に取り組むとともに、地方公共団体と連携して、民間の資金や企画力を活用しつつ、都市内の大規模な未利用国有地の有効活用を積極的に推進し、都市構造の変革につながる都市拠点形成を実現する。

1．大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生

千代田区大手町地区において、大手町合同庁舎第1号館・2号館跡地を平成15年中に売却する。これを契機とし、段階的かつ連続的な建て替えにより、にぎわいのある国際的なビジネス拠点としての再生を目指す。

このため、平成14年度内に関係地権者、地方公共団体等からなる組織の設立と、推進体制など事業の枠組みの早急な整備を推進する。

2．中央合同庁舎第7号館の整備を契機とした国有地を含む街区全体の再開発の実施

中央合同庁舎第7号館（文部科学省、会計検査院の建て替え）については、平成13年6月都市再生本部決定に基づき、PFI手法による建て替えを進める（平成15年4月に事業者を選定予定）。

さらに、これを契機として、街区全体の再開発を実施する。

このため、これらの官庁施設を含む街区全体について一体的な都市計画を定めるとともに、官庁施設と隣接の民間建築物が融合した建築物として整備する。

3．名古屋市における国公有地と民有地での一体的建て替えによる複合都市拠点の形成

名古屋市名城・柳原地区の国家公務員宿舎、市営住宅、民有地について、一体的建て替えによる複合都市拠点形成に向けた計画策定に着手する。

この際、国家公務員宿舎、市営住宅については、民間施設の導入とあわせPFI的手法による整備を検討する。